

## 平成26年度の 東京支部の健康保険料率は据え置きますが 介護保険料率が変わります

協会けんぽの健康保険料率については、昨年、健康保険法等が改正されたことを踏まえ、準備金を取り崩すことにより据え置きます。

一方、介護保険については、介護給付費が年々増加していることに伴い、協会けんぽが負担しなければならない額(介護納付金)も増加し、このままでは700億円を超える赤字が見込まれるため、介護保険料率については本年3月分(4月納付分)より引上げをお願いせざるを得なくなりました。

厳しい経済状況の中ではありますが、加入者・事業主の皆さまには、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

### 健康保険料率

現行

9.97%

平成26年3月分(4月納付分)から

据え置き

### 介護保険料率

現行

1.55%

平成26年3月分(4月納付分)から

1.72%

- 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- 変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、3月分(4月納付分)からとなります。また、賞与については、支給日が3月1日分からとなります。

#### 特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率(9.97%)のうち、5.90%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、4.07%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※健康保険料率は平成25年度と変わりませんが、基本保険料率・特定保険料率の比率は変わります。

#### 介護保険制度・ 介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

協会けんぽは、引き続き、国をはじめ関係方面に強く訴えてまいります。

## 協会けんぽに対する国庫補助率の引上げ 高齢者医療をはじめとした医療保険制度の見直し

日本年金機構・全国健康保険協会東京支部

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

都道府県単位保険料率

北海道	10.12%	滋賀県	9.97%
青森県	10.00%	京都府	9.98%
岩手県	9.93%	大阪府	10.06%
宮城県	10.01%	兵庫県	10.00%
秋田県	10.02%	奈良県	10.02%
山形県	9.96%	和歌山県	10.02%
福島県	9.96%	鳥取県	9.98%
茨城県	9.93%	島根県	10.00%
栃木県	9.95%	岡山県	10.06%
群馬県	9.95%	広島県	10.03%
埼玉県	9.94%	山口県	10.03%
千葉県	9.93%	徳島県	10.08%
東京都	9.97%	香川県	10.09%
神奈川県	9.98%	愛媛県	10.03%
新潟県	9.90%	高知県	10.04%
富山県	9.93%	福岡県	10.12%
石川県	10.03%	佐賀県	10.16%
福井県	10.02%	長崎県	10.06%
山梨県	9.94%	熊本県	10.07%
長野県	9.85%	大分県	10.08%
岐阜県	9.99%	宮崎県	10.01%
静岡県	9.92%	鹿児島県	10.03%
愛知県	9.97%	沖縄県	10.03%
三重県	9.94%		